

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者並びに第1号訪問事業指定事業者の指定取消について

平成29年10月19日(木)

泉佐野市 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者担当 電話 072-493-2023 FAX 072-462-7780
--

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者並びに第1号訪問事業指定事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社クエスト
- (2) 代表者 代表取締役 木次 勲(こつぎ いさお)
- (3) 所在地 大阪府泉佐野市野出町12番27号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ケアセンターあさがお
(指定訪問介護事業・指定介護予防訪問介護事業・第1号訪問事業、
指定居宅介護支援事業)
- (2) 申請所在地 大阪府泉佐野市野出町12番27号
- (3) 指定年月日 平成18年2月1日(指定訪問介護事業)
平成18年4月1日(指定介護予防訪問介護事業)
平成24年7月1日(指定居宅介護支援事業)
平成27年4月1日(第1号訪問事業)
- (4) 介護保険事業者番号
2774501239(指定訪問介護事業・指定介護予防訪問介護事業・第1号訪問事業)
2774502229(指定居宅介護支援事業)

3 指定取消年月日 平成29年10月19日

4 指定取消の理由

ア 運営基準違反

【介護保険法第77条第1項第4号】

【介護保険法第115条の9第1項第3号】

サービス提供の実態に即していない訪問介護計画、サービス提供記録を作成していた。

【介護保険法第84条第1項第3号】

指定居宅サービス事業において身体介護(入浴介助)を行う意思も能力もないことを知りながら、訪問介護費の不正請求について、それぞれ身体介護(入浴介助)を提供する旨の実現不能な居宅サービス計画を作成し、かつ当該居宅介護サービス計画の提供が確保されるよう同指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を、殊更に行わず、以て、同指定居宅サービス事業者の不正請求を幫助した。

イ 不正請求

【介護保険法第77条第1項第6号】

平成24年7月より平成29年7月までの間、サービス提供実績のない利用者10名に対しのおべ464回、訪問介護を提供していないにもかかわらず、これを提供したとして、介護報酬を不正に請求し、受領した。

【介護保険法第 115 条の 9 第 1 項第 5 号】

平成 26 年 5 月より平成 28 年 3 月までの間、サービス提供実績のない利用者 1 名に対し 23 回、介護予防訪問介護を提供していないにもかかわらず、これを提供したとして、介護報酬を不正に請求し、受領した。

【介護保険法第 84 条第 1 項第 6 号】

指定居宅サービス事業において身体介護（入浴介助）を行う意思も能力もないことを知りながら、それぞれ身体介護（入浴介助）を提供する旨の実現不能な居宅サービス計画を作成し、かつ当該居宅介護サービス計画の提供が確保されるよう同指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を何ら行っていないのに、平成 24 年 7 月より平成 29 年 7 月までの間、利用者 10 名に対し約 439 回、居宅介護支援費を不正に請求・受領した。

ウ 虚偽報告

【介護保険法第 77 条第 1 項第 7 号】

【介護保険法第 115 条の 9 第 1 項第 6 号】

平成 29 年 7 月 20 日の監査時において、不正請求を隠すため、実際には行われていない訪問介護のサービス提供記録等、虚偽の書類を作成して提示した。

【介護保険法第 84 条第 1 項第 7 号】

平成 29 年 7 月 20 日の監査時において、実際には行われていない訪問介護の正当性を装うため、居宅サービス計画書等、虚偽の内容の書類を作成して提示した。

エ 虚偽答弁

【介護保険法第 77 条第 1 項第 8 号】

平成 29 年 7 月 27 日、7 月 31 日、8 月 31 日の監査時において、利用実績がないにも関わらず介護報酬（居宅介護サービス費）請求を行っている利用者らについて、当該利用者らがサービス提供を受けていることを偽装するため、本市担当職員の質問に対し、利用者宅を訪問したとする虚偽の答弁を行った。

【介護保険法第 115 条の 9 第 1 項第 7 号】

平成 29 年 7 月 27 日、7 月 31 日、8 月 31 日の監査時において、利用実績がないにも関わらず介護報酬（介護予防サービス費）請求を行っている利用者について、当該利用者がサービス提供を受けていることを偽装するため、本市担当職員の質問に対し、利用者宅を訪問したとする虚偽の答弁を行った。

【介護保険法第 84 条第 1 項第 8 号】

平成 29 年 8 月 31 日の監査時において、利用実態の無い利用者のサービス提供に係る虚偽の答弁を行った。

オ 法令違反

【介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号】

第 1 号訪問事業と一体的にサービス提供を行うことができる訪問介護及び介護予防訪問介護において不正が認められ、介護保険法に違反した。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市町に対し、平成 27 年 10 月から平成 29 年 9 月まで不正に受け取った介護給付費 16,127,007 円を返還させるほか、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（介護保険法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。